

# 利 用 者 の た め に

## 1 調査の目的

わが国農業は、農業従事者の減少や高齢化等が進む中で、意欲ある農業の担い手の育成等を通じて、農業経営の体質強化を図ることが大きな課題であり、集落営農の育成や組織化等を積極的に推進していくことが重要となっている。

このため、本調査は、集落営農について、全国統一的な基準により集落営農数及び取組状況等を毎年把握し、集落営農の育成・確保・支援に係る施策の企画、推進、評価に必要な資料を整備することを目的として実施した。

## 2 調査の根拠

### (1) 集落営農実態調査

調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第8条第1項の規定に基づく届出統計調査として実施した。

### (2) 集落営農活動実態調査

調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた統計報告として実施した。

## 3 調査機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

## 4 調査対象

### (1) 集落営農実態調査

調査の対象は、全国の市区町村（直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く）とした。

### (2) 集落営農活動実態調査

集落営農の定義（用語の説明P5「集落営農」参照）に該当する集落営農の代表者とした。

## 5 調査客体

### (1) 集落営農実態調査

全国の市区町村（直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く）とした。（回収率100.0%）

### (2) 集落営農活動実態調査

調査は、標本調査により行うこととし、平成19年2月1日現在で実施した「集落営農実態調査」結果で把握した集落営農を母集団とした。

ア 全国農業地域別に標本数を定め、これを都道府県別に比例配分し、これから任意系統抽出により抽出を行った。

イ 全国農業地域別の標本数は次のとおりである。

単位：集落営農

北海道	東北	北陸	関東・東山	東海	近畿	中国	四国	九州	全国計
200	301	415	227	366	654	614	202	354	3,333

ウ 全国の回収客体は2,590集落営農であった。(回収率77.7%)

## 6 調査期日

### (1) 集落営農実態調査

平成19年2月1日現在

### (2) 集落営農活動実態調査

平成19年3月1日現在

## 7 調査事項

巻末に掲載した調査票参照

## 8 調査方法

### (1) 集落営農実態調査

調査は、統計・情報センターから調査対象に対して調査票を郵送又は電子メール又はファクシミリにより配付・回収する自計申告調査の方法により行った。

### (2) 集落営農活動実態調査

調査は、統計・情報センターから調査対象に対して調査票を郵送により配付・回収する自計申告調査の方法により行った。

## 9 集計方法

### (1) 集落営農実態調査

各市区町村ごとの調査結果を単純積み上げとした。

### (2) 集落営農活動実態調査

集計対象事項(x)の農業地域別(沖縄を除く)の推定値は、次に示す推定式により算出した。また、全国の推定値は、農業地域別推定値を加算することにより算出した。

[推定式]

$$X = \frac{N}{n} \sum_{i=1}^n x_i$$

X：当該地域のxの合計の推定値

N：当該地域の母集団の大きさ

n：当該地域の集計標本数

x<sub>i</sub>：当該地域のi番集計標本のXの調査値

## 10 実績精度

### (1) 集落営農実態調査

調査は、全数調査のため、標本誤差はない。

### (2) 集落営農活動実態調査

経営耕地面積を今後拡大する意向の集落営農数割合の標準誤差は次のとおりである。

単位：％

全 国	北海道	東 北	北 陸	關・東	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州
0.9	2.4	3.0	2.5	3.0	2.2	1.7	1.7	2.3	2.6

## 11 統計の表章

統計の編成及び地域区分

### (1) 統計表の編成

#### ア 集落営農実態調査

都道府県別統計表及び全国農業地域別統計表の編成とした。

#### イ 集落営農活動実態調査

全国農業地域別統計表の編成とした。

ただし、沖縄については、調査を実施していないことから、調査結果に含まない。

### (2) 地域区分

#### ア 全国農業地域とその範囲

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 地方農政局とその範囲

地方農政局	所 属 都 道 府 県
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注：1 これ以外の地方農政局（東北、北陸、近畿及び九州）の範囲については、アの当該全国農業地域と同じであることから、表章はしていない。

2 集落営農活動実態調査においては、地方農政局の表章はしていない。

(3) 農業地域類型区分

農業地域類型	基 準 指 標
都 市 的 地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可住地に占めるDID面積が5%以上で人口密度500人以上又は、DID人口2万人以上の市町村。</li> <li>・可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。</li> </ul>
平 地 農 業 地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。</li> <li>・耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市町村。</li> </ul>
中 間 農 業 地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の市町村。</li> <li>・耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の市町村。</li> </ul>
山 間 農 業 地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市町村。</li> </ul>

注：1 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中山間農業地域

2 DID「人口集中地区」とは、人口密度約4,000人/㎢以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。

3 傾斜は、1筆ごとの耕地面の傾斜でなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

## 12 用語の説明

### 集落営農

「集落」を単位として<sup>注1)</sup> 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意<sup>注2)</sup> の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除く）をいう。

注1) 「集落を単位として」とは

集落営農を構成する農家の範囲が、ひとつの農業集落を基本的な単位としてしていること。例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落をひとつの単位として構成する場合も含む。

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含む。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とする。

注2) 「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」とは

集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものをいう。

- 1 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- 2 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- 3 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
- 4 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
- 5 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- 6 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含まないこととする。

(1) 農業用機械の所有のみを共同で行う取組

農業用機械を集落で共同所有するが、その利用については、各農家が自作地の耕作等のために個人ごとに借りて行うもの。

(2) 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組

集落内の品種の統一等の栽培協定、集落としての用排水の合理的な利用のための管理のみを行うもの。

(1) 集落営農実態調査

継続等区分

本年の調査で把握した集落営農について、前年調査結果との関係を整理したものであり、組織として継続している場合(名称変更のみの組織を含む)は「継続」、過去1年間に新たに設立された集落営農は「新設」、前年調査で把握された複数の集落営農が一つの組織となったものは「統合」、前年調査で把握された集落営農が複数の組織に分かれたものは「分割」とした。

なお、一つの集落営農が分割され、それぞれ別の集落営農と合併した場合や、一旦廃止された集落営農の一部の構成員が、既存の別の集落営農に参加するようになったものは、集落営農の範囲の拡大を伴うものであるため「統合」とする。

組織形態

農事組合法人

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき、農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人である。

株式会社

会社法(平成17年法律第86号)に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に基づく、特例有限会社を除く。

有限会社

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、特例有限会社の形態をとっているものをいう。

合名会社

会社法に基づき、合名会社の組織形態をとっているものをいう。

合資会社

会社法に基づき、合資会社の組織形態をとっているものをいう。

合同会社

会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

任意組合

生産組合、農事実行組合など主に農家等によって構成されている事業体で、法人格を有しないものをいう。

農協の下部組織と見られる法人格を有しない「部会」などは、ここに含む。

その他	法人格を有しない事業体で、「任意組合」に該当しないものをいう。
農業生産法人	農地法（昭和27年法律第229号）第2条に規定する、農業経営を行うために農地を取得できる法人をいう。
特定農業団体	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。 農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること等の要件に該当するものに限る）をいう。
特定農業法人	農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する農業生産法人をいう。 農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人をいう。
中山間地域等直接支払い交付金地域	中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官任命通知）第4の1に規定する対象地域をいう。 なお、複数の農業集落により構成する集落営農であって、一部の農業集落が中山間地域等直接支払交付金地域に該当する場合は、当該農業集落が集落営農の中心的な農業集落であれば含める。
集落営農が関わっている農業集落数	地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合は、農業集落数には含まない。 また、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位があり、「組」の中で集落営農活動が行われている場合は、1集落とする。
当該集落営農が存在する農業集落内の総農家数	「当該集落営農が存在する農業集落」とは、一つの農業集落内の農家が構成する集落営農は当該農業集落を、複数の農業集落の農家が構成する集落営農の場合は、関係する農業集落をいう。（以下同じ） 一つの農業集落内に複数の集落営農がある場合は、それぞれの集落営農について同数の総農家数とする。 集落営農が、複数の農業集落の農家によって構成されている場合（地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合は除く）は、該当する農業集落ごとの総農家数を合計した数とする。 また、集落内の「組」の中で集落営農活動が行われている場合は、「組」内の総農家数とする。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づき、農業経営改善計画を作成し市町村の認定を受けた農業者をいう。

<p>集落営農に参加している農家数</p>	<p>「参加している農家数」には、農作業を受託している農家、委託している農家、集落内の営農に係る事項について合意している農家等何らかの形で集落営農に参加している農家をいい、協業経営体に参加している非農家世帯を含む。</p> <p>なお、次に該当するいずれの場合においても、集落営農ごとに一括してすべての参加農家数とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 複数の農業集落の農家によって構成されている場合。</li> <li>2 地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合。</li> <li>3 集落内の「組」の中で集落営農活動が行われている場合。</li> </ol>
<p>農用地利用改善団体</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第23条第1項の規定に基づき、農用地利用規程を作成し市町村の認定を受けた団体をいう。</p> <p>集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について所有・利用等の権利を有する者が組織する団体で、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善を推進する事業（農用地利用改善事業）を実施するものをいう。</p>
<p>当該集落営農が存在する農業集落内の総耕地面積</p>	<p>一つの農業集落内に複数の集落営農がある場合は、それぞれの集落営農について同数の総耕地面積とする。</p> <p>集落営農が、複数の農業集落の農家によって構成されている場合（地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合を除く）は、該当する集落ごとの総耕地面積を合計した面積とする。</p> <p>また、集落内の「組」の中で集落営農活動が行われている場合は、「組」内の総耕地面積とする。</p>
<p>現況集積面積</p>	<p>集落営農が現在経営する耕地をいい、自己所有地に借地を加えたものをいう。</p> <p>なお、経営受託している耕地は借地としてみなして含むが、農作業受託を行っている耕地は含まない。</p>
<p>農作業受託面積</p>	<p>集落営農が農作業受託した面積をいい、部分作業受託を行った場合を含めた実面積とする。</p>
<p>目標集積面積</p>	<p>定款・規約又は集落営農の合意により今後の規模拡大の目標とする面積をいう。</p> <p>現況集積面積が既に目標集積面積に達している場合は、現況集積面積と同じ面積とする。</p>
<p>集落営農の活動内容</p>	<p>集落（又は組等）を単位とした取組であって、集落（又は組等）内のおおむね過半の農家はその取組に合意している場合をいう。</p> <p>なお、活動内容のうち、「集落内の営農を一括管理運営しているもの」については、平成12年地域就業等構造調査（集落営農）の考え方を踏襲し、収支まで一括管理を行っていないものもこれに含む。</p>

主たる従事者	当該集落営農の構成員のうち、その組織が行う耕作又は養畜を中核的に担う者であり、かつ、市町村が定める基本構想において定めている農業所得水準を目指している者又はこれに達している者をいう。
収支の一元経理の状況	一元経理とは、集落営農組織として収支を一括して管理を行っていることをいう。なお、一元経理の状況のうち、「取り組む予定がある」については、今後1～2年間に取り組む予定がある場合に該当する。
農業機械の利用・管理に係る収支	耕作目的で利用している農業機械の利用料、燃料代、保管料についての収支を組織として一括管理している場合に該当する。
オペレーターなどの賃金等に係る収支	オペレーターの出役賃金や雇用者の雇用労賃等、耕作目的の作業労賃についての収支を組織として一括管理している場合に該当する。
資材の購入に係る収支	農業用資材（原料及び補助原料で、種苗、肥料、飼料、薬剤、加工原料等）の購入についての収支を組織として一括管理している場合に該当する。
生産物の出荷・販売に係る収支	生産物の出荷・販売に係る運搬費、売上等についての収支を組織として一括管理している場合に該当する。
農業共済に係る収支	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済掛金及び共済金についての収支を組織として一括管理している場合に該当する。
水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）への加入状況	調査期日時点で水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）に「加入している」、「加入していない」に区分し、「加入していない」場合で今後加入する意向がある場合は「今後加入する予定がある」とする。

## （2）集落営農活動実態調査

集落営農に参加している農家の所有耕地面積	所有耕地面積は「経営所得安定対策等大綱」（平成17年10月）の規定に従い、集落営農の構成員が権原を有する農地基本台帳の面積とする。
農業共済資格団体としての農業	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第15条第1項第8号に規定する農業共済資格団体として農業共済組合の組合員となっている場合に該当する。

共済組合員となっている	
出資金	集落営農の運営のために構成員から徴収したものをいう。
資金等の調達状況	集落営農設立以降の農業用機械・施設等の装備のための資金等の調達状況について、その金額を基に割合で記入する。
構成員の拠出金	農業用機械・施設等の装備のため、構成員から臨時的に徴収した資金をいう。なお、設立時等に集めた出資金は含めない。
行政からの補助金	農業用機械・施設等の装備に当たり、国・地方公共団体の補助事業により受け取る補助金等をいう。
機械・施設等のリース	農業用機械・施設等の装備のため、リース契約により賃借している機械・施設等をいい、リース期間中に支払うリース料の総額とする。
農林漁業金融公庫の制度資金	農業用機械・施設等の装備のため、農林漁業金融公庫のスーパーL資金、経営体育成強化資金を利用して借り入れた資金をいう。
農協の融資	農業用機械・施設等の装備のため、農協から借り入れた資金をいう。
制度資金、農協以外の融資	農業用機械・施設等の装備のため、農林漁業金融公庫の制度資金又は農協の融資以外に金融機関等から借り入れた資金をいう。
内部留保	農業用機械・施設等の取得のために要した費用について、当該集落営農の利益から、税金、分配金、役員賞与等を支出した残りの部分で当該集落営農内に留保される金額から充てたものをいう。
財務諸表	貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)、資金計算書(キャッシュ・フロー計算書(C/F))、株主資本等変動計算書(S/S)、付属明細表など、企業が利害関係者に対して一定期間の経営成績や財政状態等を明らかにするために複式簿記に基づき作成される書類をいう。
貸借対照表	バランスシート(Balance sheet略称B/S)とも呼ばれる。企業のある一時点における資産、負債及び資本の状態を表すために複式簿記と呼ばれる手法により損益計算書などと同時に作成され、その企業の株主や債権者などに経営状態に関する情報を提供するものをいう。
損益計算書	企業のある一定期間における収益と費用の状態を表すために複式簿記と呼ばれ

	る手法により貸借対照表などと同時に作成され、その企業の株主や債権者などに経営状態に関する情報を提供するものをいう。日本では Profit and Loss Statementの頭文字をとってP/L と略称されることが多い。
収支計算書	一会計期間における資金（現金及び現金同等物）の増減、つまり収入と支出を営業活動、投資活動、財務活動等に区分して表示する財務諸表をいう。キャッシュ・フロー計算書(C/F)、資金計算書ともいう。
経理実務の体制について	経理実務とは、出納簿の記帳、財務諸表の作成、税務申告書類の作成等をいう。
生産作物の組み合わせ形態	集落営農で生産した農産物を、「水稻・陸稲のみ」、「麦類のみ」、「大豆のみ」、「水稻・陸稲+麦類」、「水稻・陸稲+大豆」、「麦類+大豆」、「水稻・陸稲+麦類+大豆」並びに、いずれにも属さない「その他」別に区分し、それぞれに分類した集落営農の農産物生産のタイプをいう。
オペレーター	機械のオペレーターとして従事している人をいう。単に免許を持っていて機械操縦ができる人であっても実際のオペレーションを行っていない人は含めない。
主たる従事者	当該集落営農の構成員のうち、その集落営農が行う耕作又は養畜を中核的に担う者であり、かつ、市町村が定める基本構想において定めている農業所得水準を目指している者又はこれに達している者をいう。
農業用機械	過去1年間に利用した機械及び現在所有している機械をいう。
乗用型トラクター	乗用型トラクターについて馬力数の区分別に台数を記入する。 スピードスプレーヤー（SS）をけん引しているトラクターや動力噴霧機、動力散粉機をけん引及び積載しているトラクターも含む。 また動力カルチベータをはじめ、ブルドーザも農用であれば含める。
動力田植機	乗用及び歩行用の動力田植機をいう。なお、動力耕うん機・農用トラクターの後部に取り付けて作業を行うアタッチメント（取付け）型のものも含む。
乗用型防除機	動力、走行、農薬散布の機能が一体化していて、乗用型となっているスピードスプレーヤーをいう。なお、トラクターでけん引するものについては、この調査ではタンク容量が500リットル以上のものをここに含める。
自脱型コンバイン	自脱型コンバインとは、自走式で刈取から脱穀、選別を同時に行うもので、刈取機に自動脱穀機を取り付けたものをいう。刈幅は2m（6条刈り）未満のものとする。

普通型コンバイン	<p>普通型（汎用型）コンバインは刈り取った穀秆（穀物の茎と茎から上の部分）のすべてを機械内部で脱穀（穀物の実の部分だけを取り出す）する方式で、イネの他に大豆やそばなどの収穫にも使用できる。</p> <p>自脱型コンバインは、リール（最前列に取り付けられている引き起こし装置）があり、普通型でほとんど取り付けられていない。</p>
農業用施設	
育苗施設	<p>水稻、野菜等の育苗を行う施設をいう。</p>
堆肥製造施設	<p>野菜等の安定生産、土壌消毒、連作障害の軽減、土壌病虫害抑制等のため堆肥の製造を行う施設をいう。</p>
乾燥調製施設	<p>収穫した米麦、大豆等の乾燥、糲摺り、色彩選別、篩目による調製及び袋詰め等を行う施設をいう。</p>
集出荷貯蔵施設	<p>収穫した野菜、果樹等の選別・選果、冷却及び貯蔵等を行う施設をいう。</p>
処理加工施設	<p>野菜等の前処理（洗浄、カット等）、味噌、豆腐、漬物、ハム等加工品の製造等を行う施設をいう。</p>
直売所	<p>当該集落営農又は当該集落営農に参加する農家の農畜産物及び加工品等を販売する店舗であって、当該集落営農が運営しているものをいう。</p>
農産物の販売金額	<p>集落営農に参加している個々の農家の農産物販売金額ではなく、集落営農として販売した農産物の販売金額（肥料代、農薬代などの諸経費を差引く前の売上金額）をいう。</p>
農作業受託料金収入	<p>集落営農が農作業を受託したことによって得た収入（諸経費や人件費を差引く前の金額）をいう。</p>
農産物の出荷状況	<p>当該集落営農名義で農産物の出荷を行っている場合又は当該集落営農名義で農産物の出荷を行っていないが、出荷する予定がある場合若しくは予定がない場合について該当するものを記入する。</p> <p>なお、「出荷していないが予定がある」とは、今後、1～2年の間に確実に行われる見込みのある場合をいう。</p>
参加農家への利益の配分方法について	<p>集落営農において得られた利益（農業収入から農業経営費や構成員の賃金などの農業費用を控除した営業利益）について、構成員に還元を行っている場合、その利益の配分方法について該当するものすべてをいう。</p>

面積に応じて 配分	構成員が出資した農地面積割合に応じて配分しているものをいう。
出資金比率に 応じて配分	集落営農の運営のために構成員から出資金を徴収している場合で、この出資金割合に応じて配分しているものをいう。
出資（提供） 農地で生産さ れた生産物の 量に応じて配 分	構成員が出資した農地で収穫された作物の生産量を基に配分しているものをいう。
出役時間・日 数に応じて配 分	集落営農で働いた時間・日数を基に配分しているものをいう。農作業に従事した労賃の支払いは、農業費用となり利益の配分ではないので、ここには該当しない。
集落営農の経営 規模の意向	当該集落営農における経営耕地面積など経営規模について、おおむね5年後の意向をいう。
経営耕地面積	集落営農が今後、農業生産法人として経営する耕地で、自己所有地に借地を加えたものをいう。
所有面積	経営耕地面積のうち、当該集落営農が今後、農業生産法人として所有する耕地の面積をいう。
借入面積	経営耕地面積のうち、当該集落営農が今後、農業生産法人として借り入れる耕地の面積をいう。
農作業受託面 積	集落営農が今後、農作業を受託する面積をいい、部分作業受託を行う場合を含めた実面積をいう。

### 13 統計表の表示について

(1) 表中に使用した符号は、次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「△」：負数又は減少したもの

「0.0」：単位に満たないもの（例 0.04→0.0）

(2) 統計数値については、表示単位未滿を四捨五入しているため計と内訳が一致しないものがある。

- (3) 農業地域類型別に集計した統計表（法人化状況別集落営農数）については、農業地域類型コードの入力誤りが発生しており、現在では正確な農業地域類型コードを確認することが困難であるため掲載を取りやめました。

#### 14 問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室 農林漁業構造統計班

代 表：03-3502-8111（内線3664）

直 通：03-3502-8093